

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却海水系貝殻除去装置過流フィルタ(C)排出弁点検において、弁箱内面ゴムライニングの劣化及びシール面当たり不良が認められたため、対応検討。	G	
2	2号機	補機冷却海水系配管点検において、配管内面に腐食(21箇所)が認められたため、当該箇所を補修。	G	
3	3号機	原子炉建屋地下1階残留熱除去系熱交換器室(B)に設置される電線管において、電線管接続箱側と設備側(電動弁)の同一電線管の番号表示に相違(電動弁側が誤記)が認められたため、当該電線管番号を整合するよう修正。	G	
4	その他	木戸川取水設備サンプリングポンプにおいて、ポンプ起動してもサンプリング(送水)できない事象が認められたため、原因を調査後対応検討。	G	